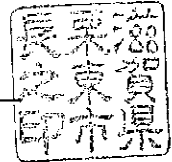


平成15年2月20日

国土交通省 近畿地方整備局
琵琶湖工事事務所長 児玉好史 殿

栗東市長 國松正



淀川水系河川整備計画策定にかかる意見について

春寒の候、あなたにおかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は栗東市政につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件につきまして、淀川水系流域委員会提言（案）を拝読いたしました。河川利用計画の中で、「河川生態系と共生する利用」等基本的な考え方は、非常に重要かつ緊急性の高い現代社会の課題への取り組み方であり、行政の責務である環境への配慮を具現化するものであると理解しております。当市では、昭和48年11月より野洲川河川敷の占用許可をいただき、出庭地先に野洲川運動公園を設置し、広く市民の方々に利用いただいております。中でも、平成9年に変更許可をいただきました陸上競技場については、陸上競技連盟公認第4種の競技場であり、県主催の大会をはじめ栗東市民以外にも足繁くご利用いただくなど、県内の陸上競技の発展に大きく寄与していると自負しております。

この状況下で、近年中に占用許可がいただけなくなり、公園の利用ができなくなることは、当市体育振興施策に与える影響は大きく、平成9年12月までの「野洲川ふるさとの川整備計画」等の方針からの政策の急激な変更は、投下した資本が十分に効果を上げられず市民に負担を与えるものと存じます。

このような現状をご理解賜り、現有河川敷公園に対する方針について、寛大な配慮を賜りたく、ここに意見申し上げます。